

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】令和5年7月5日(2023.7.5)

【公開番号】特開2023-62170(P2023-62170A)

【公開日】令和5年5月2日(2023.5.2)

【年通号数】公開公報(特許)2023-082

【出願番号】特願2023-26285(P2023-26285)

【国際特許分類】

G 06 Q 20/06 (2012.01)

10

【F I】

G 06 Q 20/06 300

【手続補正書】

【提出日】令和5年6月27日(2023.6.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表示部と、

カードデータを読み取るカードリーダと、

前記カードデータに基づき電子マネーに係る識別コードを記憶する記憶手段と、

前記電子マネーに対するチャージ要求があると、カード変更ボタンを含むチャージ金額入力画面を前記表示部に表示する表示手段と、

前記チャージ金額入力画面を介してチャージ金額が入力されると、前記記憶手段で記憶している識別コードで識別される電子マネーに当該チャージ金額をチャージするための処理を行うチャージ手段と、

前記カード変更ボタンが入力されると、前記カードリーダによって他のカードデータが読み取られるのを待機し、読み取られたカードデータに基づき前記記憶手段で記憶される識別コードを変更して前記チャージ金額入力画面を前記表示部に表示する変更手段と、を具備するカード処理装置。

【請求項2】

前記変更手段は、前記カードリーダによって他のカードデータが読み取られるのを待機している間、電子マネー機能を有するカードの読み取りを指示する画面を前記表示部に表示させる、請求項1記載のカード処理装置。

【請求項3】

前記カードリーダでカードデータが読み取られるカードは、電子マネー機能を有する会員カードであり、

前記記憶手段は、前記カードデータに基づき会員情報に係る識別コードをさらに記憶する、請求項1記載のカード処理装置。

【請求項4】

前記カードリーダでカードデータが読み取られたカードが、電子マネー機能を有していない会員カードであった場合、電子マネーに対するチャージ要求があると、前記チャージ金額入力画面の代わりに電子マネー機能を有するカードの読み取りを指示する画面を前記表示部に表示させる、請求項1記載のカード処理装置。

【請求項5】

前記チャージ金額入力画面は、前記記憶手段で記憶される識別コードで識別される電子

30

40

50

マネーのチャージ前残高をさらに表示する、請求項1記載のカード処理装置。

【請求項6】

表示部と、カードデータを読み取るカードリーダとを備えたカード処理装置のコンピュータを、

前記カードデータに基づき電子マネーに係る識別コードを記憶する記憶手段、

前記電子マネーに対するチャージ要求があると、カード変更ボタンを含むチャージ金額入力画面を前記表示部に表示する表示手段、

前記チャージ金額入力画面を介してチャージ金額が入力されると、前記記憶手段で記憶している識別コードで識別される電子マネーに当該チャージ金額をチャージするための処理を行うチャージ手段、及び、

前記カード変更ボタンが入力されると、前記カードリーダによって他のカードデータが読み取られるのを待機し、読み取られたカードデータに基づき前記記憶手段で記憶される識別コードを変更して前記チャージ金額入力画面を前記表示部に表示する変更手段、として機能させるためのプログラム。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

一実施形態において、カード処理装置は、表示部と、カードリーダと、記憶手段と、表示手段と、チャージ手段と、変更手段とを備える。カードリーダは、カードデータを読み取る。記憶手段は、カードデータに基づき電子マネーに係る識別コードを記憶する。表示手段は、電子マネーに対するチャージ要求があると、カード変更ボタンを含むチャージ金額入力画面を表示部に表示する。チャージ手段は、チャージ金額入力画面を介してチャージ金額が入力されると、記憶手段で記憶している識別コードで識別される電子マネーに当該チャージ金額をチャージするための処理を行う。変更手段は、カード変更ボタンが入力されると、カードリーダによって他のカードデータが読み取られるのを待機し、読み取られたカードデータに基づき記憶手段で記憶される識別コードを変更してチャージ金額入力画面を表示部に表示する。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0023

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0023】

電子マネー機能を持たない会員カードであるカード媒体C1には、ポイント会員としての会員IDが記録されている。また、電子マネー機能付きの会員カードであるカード媒体C2には、ポイント会員としての会員IDとともに、電子マネーユーザとしてのユーザIDが記録されている。ここに会員IDは、会員情報に係る第1の識別コードとして機能する。また、ユーザIDは、電子マネーに係る第2の識別コードとして機能する。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0070

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0070】

したがって、買物客からカード変更の申し出を受け付けたオペレータは、カード変更ボタンB2を入力し、その後、客から提示を受けた電子マネー機能を有するカードをカードリーダ111で読み取らせる。そうすることにより、このカードのユーザIDがID2メ

10

20

30

40

50

モリ 5 3 に格納されて、チャージ金額入力画面 S R が再度表示される。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 8 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 8 2】

この他、本発明のいくつかの実施形態を説明したが、これらの実施形態は、例として提示したものであり、発明の範囲を限定することは意図していない。これら新規な実施形態は、その他の様々な形態で実施されることが可能であり、発明の要旨を逸脱しない範囲で、種々の省略、置き換え、変更を行うことができる。これら実施形態やその変形は、発明の範囲や要旨に含まれるとともに、特許請求の範囲に記載された発明とその均等の範囲に含まれる。

なお、以下に本願の出願当初の特許請求の範囲の記載を付記する。

【C 1】

カードデータを読取るカードリーダと、

前記カードデータに基づき会員情報に係る第 1 の識別コードを取得した場合、当該第 1 の識別コードを記憶する第 1 記憶手段と、

前記カードデータに基づき電子マネーに係る第 2 の識別コードを取得した場合、当該第 2 の識別コードを記憶する第 2 記憶手段と、

前記第 1 記憶手段により記憶した前記第 1 の識別コードに基づき前記会員情報を処理する第 1 処理手段と、

前記第 2 記憶手段により前記第 2 の識別コードを記憶している状態で前記電子マネーに対するチャージ要求を受け付けた場合、当該第 2 の識別コードに基づき電子マネーのチャージ処理を実行する第 2 処理手段と、

前記第 2 記憶手段により前記第 2 の識別コードを記憶していない状態で前記電子マネーに対するチャージ要求を受け付けた場合、電子マネー機能を有するカードのデータ読み取りを待機する待機手段と、

を具備するカード処理装置。

【C 2】

前記第 2 処理手段は、チャージ金額の入力を待ち受け、入力されたチャージ金額で前記電子マネーのチャージ処理を実行する、請求項 1 記載のカード処理装置。

【C 3】

前記第 2 処理手段は、カード変更宣言を受け付け可能であり、前記カード変更宣言を受け付けた場合、当該第 2 処理手段を中止して前記待機手段に移行する、請求項 2 記載のカード処理装置。

【C 4】

前記第 2 処理手段は、チャージ金額の入力を待ち受けるための画面を表示部に表示させる手段を含み、

前記待機手段は、電子マネー機能を有するカードの読み取りを指示する画面を前記表示部に表示させる手段を含む、請求項 1 記載のカード処理装置。

【C 5】

カードデータを読取るカードリーダを備えたコンピュータを、

前記カードデータに基づき会員情報に係る第 1 の識別コードを取得した場合、当該第 1 の識別コードを記憶する第 1 記憶手段、

前記カードデータに基づき電子マネーに係る第 2 の識別コードを取得した場合、当該第 2 の識別コードを記憶する第 2 記憶手段、

前記第 1 記憶手段により記憶した前記第 1 の識別コードに基づき前記会員情報を処理する第 1 処理手段、

前記第 2 記憶手段により前記第 2 の識別コードを記憶している状態で前記電子マネーに対

10

20

30

40

50

するチャージ要求を受け付けた場合、当該第2の識別コードに基づき電子マネーのチャージ処理を実行する第2処理手段、及び、
前記第2記憶手段により前記第2の識別コードを記憶していない状態で前記電子マネーに対するチャージ要求を受け付けた場合、電子マネー機能を有するカードの読み取りを待機する待機手段、
として機能させるためのプログラム。

10

20

30

40

50